

2002年 夏号

# おおぞら

No.4

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階  
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp



羊蹄山

## 残暑お見舞い申し上げます

最近いろいろなことが、本質的な議論がなされないまま、なし崩し的に進められようとしている。

有事立法、住民基本台帳ネット、個人情報保護法案、そして司法改革……。

そこでは、少数者の意見を最大限に尊重するという民主主義の原則が忘れ去られている。しかも、この高度情報化社会が進む中で、正確な情報が不足している。

気がついた時には、遅すぎるかのように、世の中は動いていくのだろうか。

しかし、気がついた時に声を上げなければ、それこそ「私たちの声」は、なかったものになってしまう。

6月24日、衆議院憲法調査会の札幌地方公聴会も、事前の広報が不十分なまま開催された。しかし私たちは、広く憲法を護る声を呼び掛け、多くの市民の護憲の声を公聴会に届けるとともに、同日夜、「市民が開く公聴会」を大成功させた。

決して遅すぎることはない。声を上げよう。議論をしよう。そこからまた、みえてくるものがあるはずだ。

2002年 夏 札幌おおぞら法律事務所一同

# 一日も早くじん肺のない 21世紀を迎えたい!!

弁護士 太田 賢二

## 三井2社とじん肺終結共同宣言なる

三井鉱山・三井石炭は、北海道石炭じん肺・筑豊じん肺・三井三池じん肺の各訴訟の被告である。原告患者数は、実に460名を超え、訴訟以外にも多数のじん肺患者をかかえた、わが国最大のじん肺加害企業である。

8月1日、この三井2社と原告らとの間で、「じん肺終結共同宣言」を取り交わした。三井2社との間で、じん肺問題が全面解決した瞬間である。

共同宣言では、三井2社が、原告らじん肺患者遺族に対して、じん肺発生の責任を事実上謝罪し、時効差別なく被害に相応しい補償金を支払い、今後じん肺患者を発生させないことを約束した。

筑豊じん肺訴訟提訴から17年、北海道石炭じん肺訴訟からも16年。長すぎる経過だが、じん肺の全面解決に大きな前進であることは間違いない。

## 残るは住友石炭(第3陣)と、国の加害責任

北海道石炭じん肺第3陣訴訟は、8月2日に結審した。裁判所は、住友石炭に対して、11月まで連続7回の和解期日を指定した。住友石炭は、第1陣・第2陣訴訟では、すでに和解に応じており、今なお解決を引き延ばしているのは、全く理由がなく、絶対に許すことはできない。

第1陣・第2陣訴訟では、国のじん肺加害責任に関して、9月19日に証人尋問が行われる。国が、石炭増産政策を押し進める中で、炭鉱企業を強く指導し、炭鉱労働者の命と健康をないがしろにしてきた。このことは、昨年7月の筑豊じん肺控訴審判決でも強く断罪されている。

じん肺問題の最終決着は、国自身にこそ求められている。

## 社説

**国が決着をつける番だ**

【札幌本紙】三井2社と原告らとの間で、8月1日に「じん肺終結共同宣言」を取り交わした。この宣言は、じん肺問題が全面解決した瞬間である。三井2社が、原告らじん肺患者遺族に対して、じん肺発生の責任を事実上謝罪し、時効差別なく被害に相応しい補償金を支払い、今後じん肺患者を発生させないことを約束した。これは、じん肺問題の最終決着である。三井2社と原告らとの間で、8月1日に「じん肺終結共同宣言」を取り交わした。この宣言は、じん肺問題が全面解決した瞬間である。三井2社が、原告らじん肺患者遺族に対して、じん肺発生の責任を事実上謝罪し、時効差別なく被害に相応しい補償金を支払い、今後じん肺患者を発生させないことを約束した。これは、じん肺問題の最終決着である。

**8月にも集団提訴**

【札幌本紙】五世代のじん肺患者の遺族らによる、8月2日に結審した「北海道石炭じん肺第3陣訴訟」の判決を受けて、8月にも集団提訴が行われる。原告らは、住友石炭に対して、11月まで連続7回の和解期日を指定した。住友石炭は、第1陣・第2陣訴訟では、すでに和解に応じており、今なお解決を引き延ばしているのは、全く理由がなく、絶対に許すことはできない。

道じん肺訴訟

**三井2社と正式和解**

対企業終結 対国は継続

【札幌本紙】三井2社と原告らとの間で、8月1日に「じん肺終結共同宣言」を取り交わした。この宣言は、じん肺問題が全面解決した瞬間である。三井2社が、原告らじん肺患者遺族に対して、じん肺発生の責任を事実上謝罪し、時効差別なく被害に相応しい補償金を支払い、今後じん肺患者を発生させないことを約束した。これは、じん肺問題の最終決着である。

北海道新聞 2002年5月18日

毎日新聞 2002年8月2日

## ジャパンエナジー豊羽鉱山じん肺訴訟の提起

8月8日、札幌市郊外の豊羽鉱山で平成年代まで働いた労働者を中心に、新たな金属じん肺訴訟を提起した。豊羽鉱山は、平成4年に全面解決した北海道金属じん肺訴訟の被告で、今なお亜鉛や銀を採鉱している。ジャパンエナジーは、昭和48年まで豊羽鉱山の鉱業権を有しており、今も親会社だ。

その豊羽鉱山で今なおじん肺患者が発生している。信じられないと共に、大きな憤りを感じてこの弁護団に加わった。

じん肺は決して過去の病気ではない。全国で今もなお療養を必要とするじん肺患者が、毎年新たに1000名以上発生している。

一日も早く、この世からじん肺をなくしたい。今後ともご支援を・御理解をどうかよろしくお願いいたします。

## 議員さんの政務調査費って何だ？

札幌市民オンブズマン代表  
太田 賢二

地方議会議員の活動支援のために、自治体が税金から支出する。これが政務調査費である。当然議員歳費とは、別途支給される。

この金額が、札幌市で議員一人に年間480万円、北海道では一人636万円。いずれも下に掲載したような年に紙切れ一枚の収支報告書だけで、領収書の添付等は一切必要ない。北海道で言えば、年間7億円近い税金の使い道が全く分からない。報告書の中身をチェ

ックするシステムも一切ない。それで「議員を信頼してほしい」というのは余りに自分勝手ではないだろうか。これを、「お手盛り」「第2の報酬」と言うのは、納税者市民の実感だ。しかも札幌市議会では、政務調査費の一部私的流用が指摘されている。

私は、決して政務調査費が不必要だと決めつけるつもりはない。調査費が、行政を監視し、住民の要望を検討することに使われている、というのであれば、何故それを隠すのか。そこに疑問を感じる。

9月14日(土)から15日(日)にかけて、宇都宮市で、第9回全国市民オンブズマン栃木大会が開催される。ここでも、議員の政務調査費が大きなテーマとなる。ぜひぜひ注目してほしい。



北海道議会の収支報告書(平成13年度)の政務調査費の収支を掲載しています。次のとおりです。

収入	支出
政務調査費 38,800,000円	
議員研究費 15,065,100	調査費 11,065,100
研修費 1,096,232	会議費 511,047
会議費 15,741,035	会費 209,935
資料作成費 418,740	旅費 100,000
資料購入費 690,645	印刷費 414,533
広報費 435,330	雑費 5,292,455
事務費 2,872,858	会費 6,311,600
人件費 2,080,000	印刷費 418,740
合計 38,800,000	合計 38,800,000

札幌市議会 収入 政務調査費 124,800,000円

収入	支出
収入 124,800,000	調査費 16,222,124
	旅費 27,671,758
	印刷費 17,842,478
	雑費 4,758,869
	印刷費 24,941,440
	印刷費 1,245,192
	印刷費 18,611,370
	印刷費 8,224,618
	印刷費 5,262,131
	印刷費 124,800,000

# 札幌南高校「人権救済申立事件」

「君が代」と子どもの意見表明権

弁護士 田中 貴文

昨年暮の青年法律家協会の忘年会で隣り合わせた猪野弁護士から、札幌南高の生徒から「君が代」問題について相談を受けたという話を聞いた。多少飲酒していた勢いもあって、いつのまにか弁護団を作る話になっていた。

札幌南高校では、これまで卒業式・入学式で「君が代」を実施したことはなかった。ところが昨年4月に校長が代わってから、校長は入学式や卒業式で「君が代」を実施すると言い出した。この校長は3月まで北海道教育厅で文部科学省の行政指導のもと、北海道内の各高等学校における「君が代」実施を推進してきた立場にあった人物である。

生徒たちは、2度にわたる校長との意見交換会を実施し、「南高新聞」でアンケート調査をしたり、2学期末の12月25日に生徒集会（535名参加）を開いたりして「君が代」実施に反対した。生徒たちは、「君が代」そのものに反対したのではない。評価の分かれる「君が代」を、3年間共に過ごしてきた友人と喜びを分かち合い、それぞれの新たな旅立ちとなる卒業式という場で流すことが、教育の場でふさわしいのかという問いかけである。それは内心の自由を侵害するものであるし、起立しない、歌う歌わないという態度表明を強いられるということ自体思想良心の自由を侵害することになるからである。自分た



ちの卒業式を勝手にゆがめられたくないという思いから、まさに受験真っ最中という彼らにとっては極めて重要な時期であるにもかかわらず、生徒たちはさまざまな活動を行った。彼らの活動には本当に頭が下がる思いがした。

弁護団の役割は、彼らの思いを弁護士会の「人権救済」という手続きのなかで実現することだった。2月14日札幌弁護士会は校長に対し、「卒業式の運営にあたり、申立人ら生徒を、その決定過程の重要な参加メンバーとして、生徒らの意見を真摯に受け止め、今後も生徒らに対し、さらに十分な説明と協議を行い、納得を得られるよう最大限の努力を続けることを勧告する」旨の勧告を行った。弁護士会の勧告にもかかわらず卒業式では「君が代」が実施された。校長、教頭、一部の教師を除いて起立する者はいない。来賓も保護者も起立しない。重苦しい雰囲気の中で、君が代のメロディーだけが流れる……。

南高のたたかひの記録集を作りました（約200頁）。1冊1500円（送料込み）です。事務所宛てに申し込んでください。



朝日新聞 2002年3月1日

## 中国人強制連行事件 福岡訴訟で勝訴

弁護士 田中 貴文

昨年の劉連仁判決に引き続き、本年4月福岡訴訟でも中国人原告の請求を認める判決が言渡されました。三井鉱山の消滅時効・除斥（要するに時間が経過しているので請求は認められないという主張）を退け、原告1人あたり1100万円の請求を認めました。

しかし判決は国について、企業との「共同不法行為」を認めながら、「国家無答責」（旧憲法下では、国は損害賠償義務を負わないという考え）の主張を認め、原告の請求を棄却しました。国の行った不法行為について国が責任を負わなくていいという日本帝国憲法下のもとの理論が、なぜ現在の現日本国憲法によって組織構成されている裁判所で通用するのか、全くおかしなことです。

国家無答責が法的に問題になるのは、強制連行、従軍慰安婦、731事件などの「戦争賠償責任」についてであり、裁判所が「国家無答責」を認めるということは、日本が「戦争賠償責任」を果たさなくて良いということにほかなりません。こんなことで、アジアの国々は日本を受け入れてくれるのでしょうか。いつまでも逃げ回っていいのでしょうか。

さて北海道訴訟も終盤にさしかかりましたが、8月に10名の追加提訴が行われます。これで原告数は43名になります。そして来年は判決を迎えます。

### 中国人連行 企業に責任



### 9人、8月に追加提訴へ

中国人強制連行 全国最大規模へ  
北海道訴訟も終盤にさしかかりました。8月に10名の追加提訴が行われます。これで原告数は43名になります。

北海道新聞 2002年6月6日

朝日新聞 2002年4月27日

# 自転車に乗って

太田 賢二

西区の農試公園では、自転車を無料で貸し出す。この春から、子供達と何度か利用している。彼らには、まずは一定の交通ルールを覚えてもらうのが目的。

自転車なんて、ここ10年くらいほとんど乗ったことがなかった。ひさしぶりに自転車で風を感じると、年がいてもなく、「札幌から故郷金沢まで自転車で行ってみたい。」という昔の夢が蘇ったりして……。

それはともかく、いつか子供達とツーリングなんていうのは、年相応の夢かも知れないなあ。

この夏、子供達は、補助車ははずしてチャレンジする。



# 権利は闘い取るもの

田中 貴文

弁護士になってからずっと取り組んできた「石炭じん肺訴訟」。三井鉱山の頑なまでの和解拒否の姿勢を崩させて、8月2日に成立させた全面和解解決には実に感慨深いものがある。提訴から16年、原告や母さんたちも年を取ったけれど、その分自分も確実に年齢を重ねた（写真参照）。あまりにも長い裁判だった（国、住友石炭との裁判はまだ続くか）。しかし権利はたたかい取るもの。司法制度改革審議会は「弁護士費用の敗訴者負担制度」の導入を提案しているが、今後の権利救済のたたかいを一挙に閉塞させる狙いがあることは明白。



# 事務局あいさつ

高校から続けているテニスを仕事帰りにまた始めています。自分の好きなことは、疲れとは別な爽快なものです。

本間 芳江

ワールドカップならぬ、「おそろカップ（バトミントン）」を開催しました。月1ペースで、現在も開催中です。

沢辺 千春

6月に引越しをしました。テレビを少し大型の物に買い換えたので日々、自宅で映画を楽しんでいます。

齋藤 佳苗

通常勤務になって4ヶ月。仕事にも慣れ、今はジムに行ったり、スポーツをして楽しんでいます。

小林 亜希子

はじめまして。3月から事務局に仲間入りしました。仕事ではまだまだ勉強中ですが、宜しくお願いします。

立花 美香



立花 沢辺 齋藤 本間 小林



# 事務所からのご案内

- 8月14日(水)から18日(日)まで、お盆休みとさせていただきます。
- 営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5000円程度です。



# 札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階  
TEL (011)261-5715 FAX (011)261-5705  
E-mail: ozoralaw@voicenet.co.jp